設　　計　　書

道路維持修繕工事	課長		課長補佐		課長補佐		係長		審査者		設計者	

年　月　日	令和　8年　9月　日			工事概要	○中央線　施工延長L＝36.0m 舗装工　1式 構造物とりこわし工　1式 仮設工　1式 ○西之丸線　施工延長L＝34.5m 舗装工　1式 構造物とりこわし工　1式 ○筒田線　施工延長L＝5.0m 舗装工　1式
工事番号	年　第　号				
~~河川名~~ 路線名	市道　中央線・西之丸線・筒田線				
施行位置	阿久根市　鶴川内・多田・脇本　地内				
工事名	令和8年度　道路維持修繕事業　中央線外2線　道路舗装工事				
工期	135日間	施行方法	直営　請負		

支出科目	年度　8	会計	款	項	目	節

	区分	金額	摘要
	設計額	円	

其の他	市道中央線において、路面の劣化が著しくひび割れやわだち掘れがあり、通行に支障をきたしていることから、舗装打ち換えを実施し、円滑な通行と安全性向上を図るものである。 市道西之丸線において、路面の劣化が著しくひび割れやわだち掘れがあり、また、側溝と段差が生じており、通行に支障をきたしていることから、舗装打ち換え及びオーバーレイ舗装を実施し、円滑な通行と安全性向上を図るものである。 市道筒田線において、水道管等の補修を行った際の舗装打箇所の劣化が著しく、通行に支障をきたしていることから、オーバーレイ舗装を実施し、円滑な通行と安全性向上を図るものである。

費　　用	金　　額	備　　考
事　業　費	円	
工　事　費	円	
本　工　事　費	円	工事価格　円　消費税等相当額　円
附　帯　工　事　費		
測　量　及び　試験費		
用地費　及び　補償費		
換　地　諸　費　又　は 権　利　交　換　諸　費		
事　務　費		
事　務　雑　費		
工　事　雑　費		

設　計　概　要

工　事　名	令和８年度　道路維持修繕事業　中央線外２線　道路舗装工事
工　事　箇　所	阿久根市　鶴川内・多田・脇本　地内

（ 今回 ）	（ 前回 ）
○中央線　施工延長L=36.0m	
舗装工　１式、構造物とりこわし工　１式、仮設工　１式	
○西之丸線　施工延長L=34.5m	
舗装工　１式、構造物とりこわし工　１式	
○筒田線　施工延長L=15.0m	
舗装工　１式	

工 事 設 計 書

設計書総括情報	
事　務　所　名	阿久根市
設　計　書　名	実施設計書
事　　業　　名	道路維持修繕事業
積算総括情報	
諸 経 費 体 系	A　公共
適用単価区分	1　実施単価
単価適用地区	31　北薩③
単 価 適 用 日	０　令和　８年　９月　１日
積算条件／諸経費情報	【 当　世　代 】　　【 前　世　代 】

前払率（%）	００ ％（前払金保証対象外）
工種	０６　舗装
施工地域	０３　一般影響有り(2)現道4工種
現場環境改善費	０７　計上無し
消費税税率	０４　消費税税率：１０％
契約保証	０３　無保証

本　工　事　費　内　訳　表

費目・工種・施工名称など		数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
＊＊本工事費	＊＊					X1000
舗装工	レベル１					Y1372
	表層(車道･路肩部)W=3.0m超 ｔ＝40ｍｍ，密粒度As(再生) 密度 2.35ｔ/m3，ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ PK-3 As合材 100ｔ未満/工事(通常時間帯)	116	㎡			SQ155　0 施工内訳0-0001号表
	表層(車道･路肩部)W=1.4m以上3.0m以下 ｔ＝40ｍｍ，密粒度As(再生) 密度 2.35ｔ/m3，ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ PK-3 As合材 100ｔ未満/工事(通常時間帯)	54	㎡			SQ155　0 施工内訳0-0002号表
	表層(車道･路肩部)W=3.0m超 ｔ＝30ｍｍ，密粒度As(再生) 密度 2.35ｔ/m3，ﾀｯｸｺｰﾄ PK-4 As合材 100ｔ未満/工事(通常時間帯)	75	㎡			SQ155　0 施工内訳0-0003号表
	表層(車道･路肩部)W=1.4m以上3.0m以下 ｔ＝30ｍｍ，密粒度As(再生) 密度 2.35ｔ/m3，ﾀｯｸｺｰﾄ PK-4 As合材 100ｔ未満/工事(通常時間帯)	88	㎡			SQ155　0 施工内訳0-0004号表
	不陸整正 粒調砕石 M-30 補足材料平均厚さ 1mm以上6mm未満	54	㎡			SQ149　0 施工内訳0-0005号表
構造物とり	こわし工 レベル１					Y1139
	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版切断 ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版厚15cm以下	72	m			SQZ185　0 施工内訳0-0006号表

本　工　事　費　内　訳　表

費目・工種・施工名称など		数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
	舗装版破砕積込（小規模土工）	170	㎡			SQZ015　0 施工内訳0-0007号表
	殻運搬舗装版破砕 運搬距離1.5km超2.5km以下，DID無し 機械積込(小規模土工) 中央線（１工区）～ツカサ	4	m3			SQZ101　0 施工内訳0-0008号表
	殻運搬舗装版破砕 運搬距離1.0km超1.5km以下，DID無し 機械積込(小規模土工) 中央線（２工区）～ツカサ	1	m3			SQZ101　0 施工内訳0-0009号表
	殻運搬舗装版破砕 運搬距離3.5km超4.5km以下，DID無し 機械積込(小規模土工) 西之丸線～西園機動建設	2	m3			SQZ101　0 施工内訳0-0010号表
＊	処分費（直工内）＊					#0042
	産業廃棄物受入料 アスファルト塊（掘削） 産業廃棄物税上乗せ相当額を含む (株)ツカサ	5	m3			S9910　0　＊ 施工内訳0-0011号表
	産業廃棄物受入料 アスファルト塊（掘削） 産業廃棄物税上乗せ相当額を含む (株)西園機動建設	2	m3			S9910　0　＊ 施工内訳0-0012号表
仮設工	レベル１					Y1055
	交通誘導警備員Ｂ 配置人数（交代要員除く）：2人 交代要員：0人	1	日			S2580　0 施工内訳0-0013号表

本　工　事　費　内　訳　表

費目・工種・施工名称など	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
＊＊直接工事費＊＊					
共通仮設費（率分）		式			
＊＊共通仮設費計＊＊					
＊＊純工事費＊＊					
現場管理費		式			
＊＊現場管理費計＊＊					
＊＊工事原価＊＊					
一般管理費		式			
契約保証費		式			

本　工　事　費　内　訳　表

費目・工種・施工名称など	数　量	単　位	単　価	金　額	備　考
＊＊一般管理費等計＊＊					
＊＊工事価格＊＊					
消費税相当額		式			
＊＊請負工事費＊＊					
工事価格計					
消費税相当額計		式			
請負工事費計					

施 工 内 訳 表

表層(車道･路肩部)W=3.0m超　SQ155　施工内訳0-0001号表

t＝40mm，密粒度As(再生)　密度 2.35ｔ/m3，ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ PK-3　As合材 100ｔ未満/工事(通常時間帯)　1　㎡　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
アスファルトフィニッシャ賃料 ホイール型，舗装幅２．３～６．０ｍ	0.001	日			T0477　1
タイヤローラ賃料 １３～１４ｔ	0.001	日			T0413　1
ロードローラ賃料 マカダム，１０～１２ｔ	0.001	日			T0415　1
普通作業員	0.003	人			R0200　1
特殊作業員	0.001	人			R0100　1
運転手（特殊）	0.001	人			R1400　1
土木一般世話役	0.000	人			R2500　1
再生アスファルト混合物 密粒度	0.101	t			T9109　1
アスファルト乳剤 ＰＫ３・４	0.001	t			T7022　1
軽油	0.064	L			T0002　1
＊＊　代表機労材規格　＊＊	-100	%			#01 この行までは参考表示であり積算には不使用
≪施工ﾊﾟｯｹｰｼﾞ積算単価≫	1.00	㎡			

施 工 内 訳 表

表層(車道･路肩部)W=3.0m超　SQ155　施工内訳0-0001号表

t＝40mm，密粒度As(再生)　密度 2.35ｔ/m3，ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ PK-3　As合材 100ｔ未満/工事(通常時間帯)　1　㎡　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
＊＊＊　単位当り計　＊＊＊	1	㎡			
A=1　車道･路肩部 C=40　平均厚さ［単位：mm］ E=3　密粒度As(再生)			B=3　表層 D=4　W=3.0m超 G=1　締固め後密度 2.35ｔ/m3(標準)		
H=2　ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ PK-3 J=1　通常時間帯 L=1　Ⅳ-1-②-2,8			I=2　As合材 100ｔ未満/工事 K=1　全ての費用		

施 工 内 訳 表

表層(車道･路肩部)W=1.4m以上3.0m以下　SQ155　施工内訳0-0002号表

t＝40mm，密粒度As(再生)　密度 2.35ｔ/m3，ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ PK-3　As合材 100ｔ未満/工事(通常時間帯)　1　㎡　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
アスファルトフィニッシャ賃料 ホイール型，舗装幅１．４～３．０ｍ	0.001	日			T0476　1
振動ローラ賃料 搭乗式ｺﾝﾊﾞｲﾝﾄﾞ型，３～４ｔ	0.001	日			T0431　1
タイヤローラ賃料 ３～４ｔ	0.001	日			T0420　1
普通作業員	0.004	人			R0200　1
特殊作業員	0.002	人			R0100　1
運転手（特殊）	0.002	人			R1400　1
土木一般世話役	0.001	人			R2500　1
再生アスファルト混合物 密粒度	0.101	t			T9109　1
アスファルト乳剤 ＰＫ３・４	0.001	t			T7022　1
軽油	0.039	L			T0002　1
＊＊　代表機労材規格　＊＊	-100	%			#01 この行までは参考表示であり積算には不使用
≪施工ﾊﾟｯｹｰｼﾞ積算単価≫	1.00	㎡			

施 工 内 訳 表

表層(車道･路肩部)W=1.4m以上3.0m以下　SQ155　施工内訳0-0002号表

t＝40mm，密粒度As(再生)　密度 2.35ｔ/m3，ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ PK-3　As合材 100ｔ未満/工事(通常時間帯)　1　㎡　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
＊＊＊　単位当り計　＊＊＊	1	㎡			
A=1　車道･路肩部 C=40　平均厚さ［単位：mm］ E=3　密粒度As(再生)			B=3　表層 D=3　W=1.4m以上3.0m以下 G=1　締固め後密度 2.35ｔ/m3(標準)		
H=2　ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ PK-3 J=1　通常時間帯 L=1　Ⅳ-1-②-2,8			I=2　As合材 100ｔ未満/工事 K=1　全ての費用		

施 工 内 訳 表

表層(車道･路肩部)W=3.0m超　SQ155　施工内訳0-0003号表

ｔ＝30ｍｍ，密粒度As(再生)　密度 2.35ｔ/m3，ﾀｯｸｺｰﾄ PK-4　As合材 100ｔ未満/工事(通常時間帯)　1　㎡　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
アスファルトフィニッシャ賃料 ホイール型，舗装幅２．３～６．０ｍ	0.001	日			T0477　1
タイヤローラ賃料 １３～１４ｔ	0.001	日			T0413　1
ロードローラ賃料 マカダム，１０～１２ｔ	0.001	日			T0415　1
普通作業員	0.003	人			R0200　1
特殊作業員	0.001	人			R0100　1
運転手（特殊）	0.001	人			R1400　1
土木一般世話役	0.000	人			R2500　1
再生アスファルト混合物 密粒度	0.076	t			T9109　1
アスファルト乳剤 ＰＫ３・４	0.000	t			T7022　1
軽油	0.064	L			T0002　1
＊＊　代表機労材規格　＊＊	-100	%			#01 この行までは参考表示であり積算には不使用
≪施工ﾊﾟｯｹｰｼﾞ積算単価≫	1.00	㎡			

施 工 内 訳 表

表層(車道･路肩部)W=3.0m超　　SQ155　　施工内訳0-0003号表

t＝30mm，密粒度As(再生)　　密度 2.35ｔ/m3，ﾀｯｸｺｰﾄ PK-4　　As合材 100ｔ未満/工事(通常時間帯)　　1　㎡　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
＊＊＊　単位当り計　＊＊＊	1	㎡			
A=1　車道･路肩部 C=30　平均厚さ［単位：mm］ E=3　密粒度As(再生)			B=3　表層 D=4　W=3.0m超 G=1　締固め後密度 2.35ｔ/m3(標準)		
H=1　ﾀｯｸｺｰﾄ PK-4 J=1　通常時間帯 L=1　Ⅳ-1-②-2,8			I=2　As合材 100ｔ未満/工事 K=1　全ての費用		

施 工 内 訳 表

表層(車道･路肩部)W=1.4m以上3.0m以下　SQ155　施工内訳0-0004号表

t＝30mm，密粒度As(再生)　密度 2.35ｔ/m3，ﾀｯｸｺｰﾄ PK-4　As合材 100ｔ未満/工事(通常時間帯)　1　㎡　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
アスファルトフィニッシャ賃料 ホイール型，舗装幅１．４～３．０ｍ	0.001	日			T0476　1
振動ローラ賃料 搭乗式ｺﾝﾊﾞｲﾝﾄﾞ型，３～４ｔ	0.001	日			T0431　1
タイヤローラ賃料 ３～４ｔ	0.001	日			T0420　1
普通作業員	0.004	人			R0200　1
特殊作業員	0.002	人			R0100　1
運転手（特殊）	0.002	人			R1400　1
土木一般世話役	0.001	人			R2500　1
再生アスファルト混合物 密粒度	0.076	t			T9109　1
アスファルト乳剤 ＰＫ３・４	0.000	t			T7022　1
軽油	0.040	L			T0002　1
＊＊　代表機労材規格　＊＊	-100	%			#01 この行までは参考表示であり積算には不使用
≪施工ﾊﾟｯｹｰｼﾞ積算単価≫	1.00	㎡			

施 工 内 訳 表

表層(車道･路肩部)W=1.4m以上3.0m以下　SQ155　施工内訳0-0004号表

t＝30mm，密粒度As(再生)　密度 2.35ｔ/m3，ﾀｯｸｺｰﾄ PK-4　As合材 100ｔ未満/工事(通常時間帯)　1　㎡　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
＊＊＊　単位当り計　＊＊＊	1	㎡			
A=1　車道･路肩部 C=30　平均厚さ［単位：mm］ E=3　密粒度As(再生)			B=3　表層 D=3　W=1.4m以上3.0m以下 G=1　締固め後密度 2.35ｔ/m3(標準)		
H=1　ﾀｯｸｺｰﾄ PK-4 J=1　通常時間帯 L=1　Ⅳ-1-②-2,8			I=2　As合材 100ｔ未満/工事 K=1　全ての費用		

施 工 内 訳 表

不陸整正　　SQ149　　施工内訳0-0005号表

粒調砕石 M-30　　補足材料平均厚さ 1mm以上6mm未満　　1　㎡　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
モータグレーダ［土工用］ 排出ガス2014年規制　ブレード幅3.1m	0.001	供用日			ME031P　1
ロードローラ賃料 マカダム，１０～１２ｔ	0.001	日			T0415　1
タイヤローラ賃料 １３～１４ｔ	0.001	日			T0413　1
運転手（特殊）	0.002	人			R1400　1
特殊作業員	0.001	人			R0100　1
普通作業員	0.001	人			R0200　1
土木一般世話役	0.001	人			R2500　1
粒調砕石（Ｍ－３０）	0.004	ｍ３			T0511　1
軽油	0.083	Ｌ			T0002　1
＊＊　代表機労材規格　＊＊	-100	%			#01 この行までは参考表示であり積算には不使用
≪施工ﾊﾟｯｹｰｼﾞ積算単価≫	1.00	㎡			
＊＊＊　単位当り計　＊＊＊	1	㎡			

施 工 内 訳 表

不陸整正　　SQ149　　施工内訳0-0005号表

粒調砕石 M-30　　補足材料平均厚さ 1mm以上6mm未満　　1　m²　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
A=2　補足材料有り C=7　粒調砕石 M-30 F=1　Ⅳ-1-①-2			B=1　補足材料平均厚さ 1mm以上6mm未満 E=1　全ての費用		

施 工 内 訳 表

ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版切断　　SQZ185　　施工内訳0-0006号表

ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版厚15cm以下　　1　m　当り

機械構成比：　労務構成比：　材料構成比：　市場単価構成比：　標準単価：

代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	代 表 機 労 材 規 格(東京地区)	単価(東京地区)	備 考
ｺﾝｸﾘｰﾄｶｯﾀ [ﾊﾞｷｭｰﾑ式(超低騒音)・湿式] 切削深２０ｃｍ級 ﾌﾞﾚｰﾄﾞ径５６ｃｍ			ｺﾝｸﾘｰﾄｶｯﾀｰ [ﾊﾞｷｭｰﾑ式(超低騒音型)・湿式] 切削深２０cm級 ブレードφ５６ｃｍ		M4737P
その他(機械)			その他(機械)		EK009
特殊作業員			特殊作業員		R0100
土木一般世話役			土木一般世話役		R2500
普通作業員			普通作業員		R0200

施 工 内 訳 表

ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版切断　SQZ185　施工内訳0-0006号表

ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版厚15cm以下　1　m　当り

機械構成比：　労務構成比：　材料構成比：　市場単価構成比：　標準単価：

代表機労材規格	構成比	単価	代表機労材規格(東京地区)	単価(東京地区)	備考
その他(労務)			その他(労務)		ER009
コンクリートカッターブレード ４５cm			コンクリートカッタ（ブレード） 径１８インチ		T0094
ガソリン			ガソリン レギュラー　スタンド		T0001
その他(材料)			その他(材料)		EZ009
積算単価			積算単価		EP001

施 工 内 訳 表

ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版切断　　SQZ185　　施工内訳0-0006号表

ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版厚15cm以下　　1　m　当り

機械構成比：　労務構成比：　材料構成比：　市場単価構成比：　標準単価：

代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	代 表 機 労 材 規 格(東京地区)	単価(東京地区)	備 考
＊＊＊　単位当り計　＊＊＊					
A=1　ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版 E=1　全ての費用			B=1　15cm以下 F=1　Ⅳ-3-③-1		

舗装版破砕積込（小規模土工）　SQZ015

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0007号表

1　㎡　当り

機械構成比：　労務構成比：　材料構成比：　市場単価構成比：　標準単価：

代　表　機　労　材　規　格	構成比	単　　価	代　表　機　労　材　規　格(東京地区)	単価(東京地区)	備　考
小型バックホウ（クローラ型）[標準型] 排ガス２次　山積０．１３ｍ３			小型バックホウ 山積０．１３m3 クローラ型［標準型・排ガス２次］		MB401P
運転手（特殊）			運転手（特殊）		R1400
軽油			軽油 パトロール給油		T0002
積算単価			積算単価		EP001
＊＊＊　単位当り計　＊＊＊					

舗装版破砕積込（小規模土工）　SQZ015

施 工 内 訳 表

施工内訳0-0007号表

1　㎡　当り

機械構成比：　労務構成比：　材料構成比：　市場単価構成比：　標準単価：

代　表　機　労　材　規　格	構成比	単　価	代　表　機　労　材　規　格(東京地区)	単価(東京地区)	備　考
A=1　全ての費用			B=1　Ⅱ-1-③-8		

施 工 内 訳 表

殻運搬舗装版破砕　　SQZ101　　施工内訳0-0008号表

運搬距離1.5km超2.5km以下，DID無し　　機械積込(小規模土工)　　中央線（１工区）～ツカサ　　1　　m3　　当り

機械構成比：　　労務構成比：　　材料構成比：　　市場単価構成比：　　標準単価：

代　表　機　労　材　規　格	構成比	単　　価	代　表　機　労　材　規　格(東京地区)	単価(東京地区)	備　考
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］ ２ｔ積級 タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む			ダンプトラック ２ｔ積級 オンロード・ディーゼル タイヤ損耗費及び補修費（良好）を含む		M1002P
運転手（一般）			運転手（一般）		R1500
軽油			軽油 パトロール給油		T0002
積算単価			積算単価		EP001
＊＊＊　単位当り計　＊＊＊					

施 工 内 訳 表

殻運搬舗装版破砕　　SQZ101　　施工内訳0-0008号表

運搬距離1.5km超2.5km以下，DID無し　　機械積込(小規模土工)　　中央線（１工区）～ツカサ　　1　　m3　　当り

機械構成比：　　労務構成比：　　材料構成比：　　市場単価構成比：　　標準単価：

代　表　機　労　材　規　格	構成比	単　　価	代　表　機　労　材　規　格(東京地区)	単価(東京地区)	備　考
A=3　舗装版破砕 C=1　無し E=1　全ての費用			B=4　機械積込(小規模土工) D=10　1.5km超2.5km以下 F=1　Ⅱ-2-25-1		

施 工 内 訳 表

殻運搬舗装版破砕　SQZ101　施工内訳0-0009号表

運搬距離1.0km超1.5km以下，DID無し　機械積込(小規模土工)　中央線（２工区）～ツカサ　1　m3　当り

機械構成比：　労務構成比：　材料構成比：　市場単価構成比：　標準単価：

代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	代 表 機 労 材 規 格(東京地区)	単価(東京地区)	備 考
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］ ２ｔ積級 タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む			ダンプトラック ２ｔ積級 オンロード・ディーゼル タイヤ損耗費及び補修費（良好）を含む		M1002P
運転手（一般）			運転手（一般）		R1500
軽油			軽油 パトロール給油		T0002
積算単価			積算単価		EP001
＊＊＊　単位当り計　＊＊＊					

施 工 内 訳 表

殻運搬舗装版破砕　　SQZ101　　施工内訳0-0009号表

運搬距離1.0km超1.5km以下，DID無し　　機械積込(小規模土工)　　中央線（２工区）～ツカサ　　1　　m3　　当り

機械構成比：　　労務構成比：　　材料構成比：　　市場単価構成比：　　標準単価：

代　表　機　労　材　規　格	構成比	単　　価	代　表　機　労　材　規　格(東京地区)	単価(東京地区)	備　考
A=3　舗装版破砕 C=1　無し E=1　全ての費用			B=4　機械積込(小規模土工) D=6　1.0km超1.5km以下 F=1　Ⅱ-2-25-1		

施 工 内 訳 表

殻運搬舗装版破砕　SQZ101　施工内訳0-0010号表

運搬距離3.5km超4.5km以下，DID無し　機械積込(小規模土工)　西之丸線～西園機動建設　1　m3　当り

機械構成比：　労務構成比：　材料構成比：　市場単価構成比：　標準単価：

代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	代 表 機 労 材 規 格(東京地区)	単価(東京地区)	備 考
ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］ ２ｔ積級 タイヤ損耗費及び補修費(良好)を含む			ダンプトラック ２ｔ積級 オンロード・ディーゼル タイヤ損耗費及び補修費（良好）を含む		M1002P
運転手（一般）			運転手（一般）		R1500
軽油			軽油 パトロール給油		T0002
積算単価			積算単価		EP001
＊＊＊　単位当り計　＊＊＊					

施 工 内 訳 表

殻運搬舗装版破砕　　SQZ101　　施工内訳0-0010号表

運搬距離3.5km超4.5km以下, DID無し　　機械積込(小規模土工)　　西之丸線～西園機動建設　　1　　m3　　当り

機械構成比：　　労務構成比：　　材料構成比：　　市場単価構成比：　　標準単価：

代 表 機 労 材 規 格	構成比	単 価	代 表 機 労 材 規 格(東京地区)	単価(東京地区)	備 考
A=3 舗装版破砕 C=1 無し E=1 全ての費用			B=4 機械積込(小規模土工) D=20 3.5km超4.5km以下 F=1 Ⅱ-2-25-1		

施 工 内 訳 表

産業廃棄物受入料　S9910　施工内訳0-0011号表

アスファルト塊（掘削）　産業廃棄物税上乗せ相当額を含む　(株)ツカサ　1　m3　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
産業廃棄物受入料	1.00	m3			
＊＊＊　単位当り計　＊＊＊	1	m3			
A=1　アスファルト塊（掘削） C=　受入料金（円／単位）			B=1　m3当り		

施 工 内 訳 表

産業廃棄物受入料　　S9910　　施工内訳0-0012号表

アスファルト塊（掘削）　　産業廃棄物税上乗せ相当額を含む　　(株)西園機動建設　　1　m3　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
産業廃棄物受入料	1.00	m3			
＊＊＊　単位当り計　＊＊＊	1	m3			
A=1　アスファルト塊（掘削） C=　受入料金（円／単位）			B=1　m3当り		

施 工 内 訳 表

交通誘導警備員Ｂ　S2580　施工内訳0-0013号表

配置人数（交代要員除く）：2人　交代要員：0人　1　日　当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
交通誘導警備員Ｂ	2.00	人			R2580
＊＊＊　単位当り計　＊＊＊	1	日			
A=2　交通誘導警備員Ｂ C=0　交替要員[人／日]			B=2　配置人数（交替要員除く）[人／日] D=1　Ⅱ-5-21-1		

入力データ一覧表

コード	名称・規格など	数量／単位	単価 金額	条件値 条件名称
X1000	＊＊本工事費＊＊			
Y1372	舗装工 レベル１			
SQ155	表層(車道･路肩部)W=3.0m超 ｔ＝40ｍｍ，密粒度As(再生)	116 ㎡		A=1,B=3,C=40,D=4,E=3,G=1,H=2,I=2,J=1,K=1,L=1 A=車道･路肩部,B=表層,C=平均厚さ［単位：ｍｍ］,D=W=3.0m超,E=
				密粒度As(再生),G=締固め後密度 2.35ｔ/m3(標準),H=ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ PK
				-3,I=As合材 100ｔ未満/工事,J=通常時間帯,K=全ての費用,L=Ⅳ-1
				-②-2,8
SQ155	表層(車道･路肩部)W=1.4m以上3.0m以下 ｔ＝40ｍｍ，密粒度As(再生)	54 ㎡		A=1,B=3,C=40,D=3,E=3,G=1,H=2,I=2,J=1,K=1,L=1 A=車道･路肩部,B=表層,C=平均厚さ［単位：ｍｍ］,D=W=1.4m以上3
				.0m以下,E=密粒度As(再生),G=締固め後密度 2.35ｔ/m3(標準),H=
				ﾌﾟﾗｲﾑｺｰﾄ PK-3,I=As合材 100ｔ未満/工事,J=通常時間帯,K=全ての
				費用,L=Ⅳ-1-②-2,8
SQ155	表層(車道･路肩部)W=3.0m超 ｔ＝30ｍｍ，密粒度As(再生)	75 ㎡		A=1,B=3,C=30,D=4,E=3,G=1,H=1,I=2,J=1,K=1,L=1 A=車道･路肩部,B=表層,C=平均厚さ［単位：ｍｍ］,D=W=3.0m超,E=
				密粒度As(再生),G=締固め後密度 2.35ｔ/m3(標準),H=ﾀｯｸｺｰﾄ PK-4
				,I=As合材 100ｔ未満/工事,J=通常時間帯,K=全ての費用,L=Ⅳ-1-②
				-2,8
SQ155	表層(車道･路肩部)W=1.4m以上3.0m以下 ｔ＝30ｍｍ，密粒度As(再生)	88 ㎡		A=1,B=3,C=30,D=3,E=3,G=1,H=1,I=2,J=1,K=1,L=1 A=車道･路肩部,B=表層,C=平均厚さ［単位：ｍｍ］,D=W=1.4m以上3
				.0m以下,E=密粒度As(再生),G=締固め後密度 2.35ｔ/m3(標準),H=
				ﾀｯｸｺｰﾄ PK-4,I=As合材 100ｔ未満/工事,J=通常時間帯,K=全ての費
				用,L=Ⅳ-1-②-2,8
SQ149	不陸整正 粒調砕石 M-30	54 ㎡		A=2,B=1,C=7,E=1,F=1 A=補足材料有り,B=補足材料平均厚さ 1mm以上6mm未満,C=粒調砕石
				M-30,E=全ての費用,F=Ⅳ-1-①-2
Y1139	構造物とりこわし工 レベル１			
SQZ185	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版切断 ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版厚15cm以下	72 m		A=1,B=1,E=1,F=1 A=ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装版,B=15cm以下,E=全ての費用,F=Ⅳ-3-③-1

入力データ一覧表

コード	名称・規格など	数量／単位	単価／金額	条件値／条件名称
SQZ015	舗装版破砕積込（小規模土工）	170 ㎡		A=1,B=1 A=全ての費用,B=Ⅱ-1-③-8
SQZ101	殻運搬舗装版破砕 運搬距離1.5km超2.5km以下，DID無し	4 m3		A=3,B=4,C=1,D=10,E=1,F=1 A=舗装版破砕,B=機械積込(小規模土工),C=無し,D=1.5km超2.5km以下,E=全ての費用,F=Ⅱ-2-25-1
SQZ101	殻運搬舗装版破砕 運搬距離1.0km超1.5km以下，DID無し	1 m3		A=3,B=4,C=1,D=6,E=1,F=1 A=舗装版破砕,B=機械積込(小規模土工),C=無し,D=1.0km超1.5km以下,E=全ての費用,F=Ⅱ-2-25-1
SQZ101	殻運搬舗装版破砕 運搬距離3.5km超4.5km以下，DID無し	2 m3		A=3,B=4,C=1,D=20,E=1,F=1 A=舗装版破砕,B=機械積込(小規模土工),C=無し,D=3.5km超4.5km以下,E=全ての費用,F=Ⅱ-2-25-1
#0042	＊処分費（直工内）＊			
S9910	産業廃棄物受入料 アスファルト塊（掘削）	5 m3		A=1,B=1,C= A=アスファルト塊（掘削）,B=m3当り,C=受入料金（円／単位）
S9910	産業廃棄物受入料 アスファルト塊（掘削）	2 m3		A=1,B=1,C= A=アスファルト塊（掘削）,B=m3当り,C=受入料金（円／単位）
Y1055	仮設工 レベル１			
S2580	交通誘導警備員Ｂ 配置人数（交代要員除く）：2人	1 日		A=2,B=2,C=0,D=1 A=交通誘導警備員Ｂ,B=配置人数（交替要員除く）[人／日],C=交替要員[人／日],D=Ⅱ-5-21-1
G0000	＊＊直接工事費＊＊			
Z0050	共通仮設費（率分）	式		
G1000	＊＊共通仮設費計＊＊			
G2000	＊＊純工事費＊＊			
Z0020	現場管理費	式		

入力データ一覧表

コード	名称・規格など	数量／単位	単価 金額	条件値 条件名称
G2900	＊＊現場管理費計＊＊			
G4000	＊＊工事原価＊＊			
Z0030	一般管理費	式		
Z0031	契約保証費	式		
G4100	＊＊一般管理費等計＊＊			
G4800	＊＊工事価格＊＊			
Z0038	消費税相当額	式		
G5000	＊＊請負工事費＊＊			
G6000	工事価格計			
Z0039	消費税相当額計	式		
G4900	請負工事費計			

機 労 材 集 計 表

項番	単価コード	集計区分	単価値	数量累計	単位	単価名称	集計区分名称
1	M1002P	191		0.8300	供用日	ダンプトラック［オンロード・ディーゼル］	運搬・荷役機械等
2	M4737P	193		0.7200	供用日	ｺﾝｸﾘｰﾄｶｯﾀ［ﾊﾞｷｭｰﾑ式(超低騒音)・湿式］	路盤用・舗装用機械等
3	MB401P	190		10.2000	供用日	小型バックホウ（クローラ型）［標準型］	掘削・積込機械等
4	ME031P	193		0.0540	供用日	モータグレーダ［土工用］	路盤用・舗装用機械等
5	R0100	202		0.5290	人	特殊作業員	労務単価
6	R0200	202		1.1950	人	普通作業員	労務単価
7	R1400	202		7.3830	人	運転手（特殊）	労務単価
8	R1500	202		0.7000	人	運転手（一般）	労務単価
9	R2500	202		0.1960	人	土木一般世話役	労務単価
10	R2580	202		2.0000	人	交通誘導警備員Ｂ	労務単価
11	T0001	221		9.3600	Ｌ	ガソリン	3-1 燃料類
12	T0002	221		207.0720	Ｌ	軽油	3-1 燃料類
13	T0094	262		0.0000	枚	コンクリートカッターブレード	9-4 ビット・ロッド
14	T0413	382		0.2450	日	タイヤローラ賃料	建設機械賃料
15	T0415	382		0.2450	日	ロードローラ賃料	建設機械賃料
16	T0420	382		0.1420	日	タイヤローラ賃料	建設機械賃料
17	T0431	382		0.1420	日	振動ローラ賃料	建設機械賃料
18	T0476	382		0.1420	日	アスファルトフィニッシャ賃料	建設機械賃料
19	T0477	382		0.1910	日	アスファルトフィニッシャ賃料	建設機械賃料
20	T0511	227		0.2160	ｍ３	粒調砕石（Ｍ－３０）	5-1 地域別石材類
21	T7022	218		0.1700	ｔ	アスファルト乳剤	2-2 アスファルト乳剤等
22	T9109	217		29.5580	ｔ	再生アスファルト混合物	2-1 アスコン合材

工事数量総括表

令和８年度　道路維持修繕事業　中央線外２線　道路舗装工事

工 種	細 目	規 格・計算式	管理数量					設計数量	単 位	備 考
			中央線（1工区）	中央線（2工区）	西之丸線	筒田線	合計			
舗 装 工								**1**	**式**	
	表層（車道・路肩部）	W=3.0m超　40mm	98.5	17.7			116.2	116	m2	図面より
	表層（車道・路肩部）	W=1.4m以上3.0m未満　40mm			54.0		54.0	54	m2	〃
	表層（車道・路肩部）	W=3.0m超　30mm				75.0	75.0	75	m2	〃
	表層（車道・路肩部）	W=1.4m以上3.0m未満　30mm			88.0		88.0	88	m2	〃
	不陸整正	M-30　補足材料平均厚さ1mm以上6mm未満			54.0		54.0	54	m2	〃
構造物とりこわし工								**1**	**式**	
	舗装版切断		57.0	12.2	2.5		71.7	72	m	図面より
	舗装版破砕		98.5	17.7	54.0		170.2	170	m2	〃
	殻運搬	L=2.2km	3.9				3.9	4	m3	〃
	殻運搬	L=1.5km		0.7			0.7	1	m3	〃
	殻運搬	L=3.6km			2.1		2.1	2	m3	〃
	殻処分	(株)ツカサ	3.9	0.7			4.6	5	m3	〃
	殻処分	(株)西園機動建設			2.1		2.1	2	m3	〃
仮設工								**1**	**式**	
	交通誘導員	配置人数2人	0.6	0.1			0.7	1	日	交通誘導員算出表より

令和8年度　道路維持修繕事業　中央線外2線　道路舗装工事
位置図　S=1:25,000

特　記　仕　様　書

（総則）

第１条　この特記仕様書は、次の工事に適用する。

⑴　工 事 名：令和８年度　道路維持修繕事業　中央線外２線　道路舗装工事

⑵　工事場所：阿久根市　鶴川内・多田・脇本　地内

⑶　工　　期：135 日間

第２条　この工事は、契約図書及び図面によるほか、この特記仕様書並びに下記仕様書等その他諸法を遵守し施工しなければならない。

なお、本特記仕様書及び共通仕様書、要項、指針、示方書（最新版）に記載されていない事項で疑義が生じた場合は、別紙「工事打合簿」により監督職員（以下「甲」とする。）と協議し、かつその指示に従うこと。

⑴　土木工事共通仕様書

⑵　土木工事施工管理基準

⑶　土木請負工事必携

⑷　道路事業の手引き（鹿児島県土木部制定）

⑸　建設副産物摘要処理推進要綱

⑹　土木工事安全施工技術指針

⑺　その他関係要項、指針及び示方書等

第３条　この工事の契約数量は、設計図書のとおりとする。

なお、この数量に変更を生じた場合は、甲乙協議の上、契約変更の対象とする。ただし、出来形等に係る設計値は図面及び構造物調書のとおりとする。

~~第４条　契約の保証は、当初設計金額が 500 万円を超える場合、金銭的補償を要す。~~

~~（前払金）~~

~~第５条　保証事業会社の保証がなされている請負金額 500 万円以上のものについては、請負金額の 10 分の４以内で前払金を請求することができる。~~

~~なお、当初設計において前記の前払金を受けるものとして一般管理費の率を計上してあるが、前払金を受けない場合でも、一般管理費の率は変更の対象としない。~~

~~（工事カルテ作成・登録）~~

~~第６条　請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）に基づき、受注・変更及び完成~~

~~時に工事実績情報として「通知書」を作成し監督職員の確認を受けた上、受注時は契約後 10 日以内（土、日、祝日等が重なる場合はその前日まで）に、登録内容の変更時は変更があった日から 10 日以内（土、日、祝日等が重なる場合はその前日まで）に、完成時は工事完成後 10 日以内（土、日、祝日等が重なる場合はその前日まで）に（財）日本建設情報総合センターに登録しなければならない。~~

~~変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。ただし、工事請負代金 2500 万円を超えて変更する場合には変更時登録を行うものとする。~~

~~登録完了後は、（財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」を、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。~~

（技術者）

第７条　請負者は、測量・調査・施工管理及び検査のために専属して経験のある技術者を常に配置し、監督職員の指示に応じなければならない。

（監理技術者）

第８条　本工事で監理技術者を通知する場合は「監理技術者講習修了証」の写しを提出するものとする。対象者は平成 16 年３月１日以降に監理技術者資格者証を新規交付された者又は更新交付された者とする。なお、平成 16 年２月 29 日以前に監理技術者証を交付された者は対象外とする。

（監理技術者等の選任を要しない期間）

第９条　請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、打合せ記録簿により明確となっていることを条件に、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定めること。

２　工事完成後、検査が終了し、事務手続及び後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（「工事目的物引受書」等における日付）とする。

（配置技術者等の途中交代）

第 10 条　配置技術者の途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、傷病又は退職等、真にやむを得ない場合のほか、下記に該当する場合である。

・　請負者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。

２　前１項の場合にあっても、請負者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。

（現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合）

第 11 条　現場代理人は現場に常駐し、その運営及び取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合に、工事請負契約書第 10 条第３項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取扱うこととする。ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や現場保全の義務（現場の巡回等）があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。

⑴　契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。

⑵　工事請負契約書第 20 条により工事が一時中止されている期間。

⑶　橋梁、ポンプ、ゲート又はエレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。また、同一工場内でほかの同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人が、これらの製作を一括して運営及び取締りを行うことができるものとする。

⑷　前３号に掲げる期間のほか、請負者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続及び後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間。

２　発注者への報告

前１項の要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場における常駐を不要とし、外の工事と兼務することを可能とするが、「工事打合せ簿」等により、工事現場において作業等が行われていない期間を明確にしておくこと。

（現場代理人の兼任）

第 12 条　現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であるが、次の(1)から(5)のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。

また、主たる工種が区画線工事の場合、次の(1)、(2)及び(6)の全てを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認めるものとする。

なお、専任の主任（監理）技術者と現場代理人を兼務する場合において、専任の技術者配置の特例により他の現場と兼任が認められた工事については、(2)、(4)、(5)の要件を満たすものとし、兼任できる工事は２件までとする。

⑴ 兼任できる工事は３件までとし、それぞれの工事の請負金額が 4,500 万円※未満であること。ただし、設計変更により、工事の請負金額が 4,500 万円※以上となり、各々の工事における主任（監理）技術者と現場代理人が異なる場合においては、受発注者協議の上、兼任することが出来る。
⑵ 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。
⑶ 兼任する工事の相互の移動は、概ね１時間以内であること。
⑷ 発注者又は監督員が求めた場合には工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
⑸ 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、１日１回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること。
⑹ 兼任する現場代理人は、必ず担当する工事現場のいずれに常駐するとともに、それぞれの現場稼働日は重複しないこと。
※ 建築一式工事は、9,000 万円

２　手続き

現場代理人の兼任を行う場合には、「兼任（変更）申請書」（別紙１）を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、「現場代理人等選任（変更）通知書」により、発注者に通知すること。

なお、それぞれの工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。

３ 受注者に対する措置請求

安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第 12 条に基づき、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

（施工体制台帳の作成等）

第 13 条　本工事の請負者は、建設工事の一部を下請に付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請け工事の着手前までに）提出すること。また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について作成し提出すること。

（施工体系図の作成等）

第 14 条　本工事の請負者は、工事を施工するために、建設工事の一部又は以下の⑴から⑷の業務を下請に付する場合は、施工体系図を作成し、工事の期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事または業務の着手前までに）提出すること。また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度変更に関する事項について作成し提出すること。

⑴ 伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務

⑵　土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務
⑶　工事現場の警備（交通誘導を含む）を行う業務
⑷　その他監督職員が記載を指示した業務等

（工事の施工）
第 15 条　工事着手にあたっては、地元区長及び近隣住民への周知を徹底すること。
２　着工前測量を実施し、その結果を報告するとともに設計図書と相違があった場合は監督員と協議すること。

（国土調査の基準点等測量標識等の保全）
第 16 条　施工区域内に国土調査の基準点等測量標識等がある場合は、その取扱いについて監督員に指示を仰ぐとともに、施工前に設置者と協議すること。

（管内（県内）建設業者の優先使用）
第 17 条　請負業者は、工事の一部を下請に付する場合は、北薩地域振興局管内に主たる営業所を有するものを使用するよう努めることとする。
２　請負業者は、前項で定めた建設業者を活用しない場合は、施工計画書等の提出と併せて「下請工事における管内建設業者等付活用状況報告書」を監督職員に提出すること。
３　請負業者は、工事完成時及び監督員から指示された場合、「下請業者使用実績報告書」を監督員に提出すること。

（県産資材の優先使用）
第 18 条　工事に使用する資材については、県内で産出、生産又は製造されたもの（以下「県産資材」という。）の優先使用に努めることとし、さらに、県産資材以外の資材等についても、県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。
２　請負業者「材料使用承認願」において、全ての資材について県産資材使用の湯無を記載するとともに、以下に記載する「指定主要資材」の中で県産資材を使用しない場合は、「県産資材等不使用状況報告書」を監督員に提出し、承諾を得なければならない。

指定主要資材 （７品目）	生コン（ﾚﾃﾞｨﾐｸｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ）　コンクリート二次製品　石材類 アスファルト合材　木材　樹木　野芝

３　前項で定めた不使用状況報告書において、第１項で定めた資材業者から調達しない場合は、その理由を記載すること。
４　請負業者は、工事完成時及び監督員から指示された場合、「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出すること。

~~（現場発生品）~~

~~第19条　下記現場発生品については、監督職員に確認の上、搬入場所へ搬入又はスクラップを行うものとする。~~

~~資材名~~	~~規格~~	~~数量~~	~~搬入場所~~

~~（支給品）~~

~~第20条　下記現場支給品については、監督職員に確認の上、保管場所から搬入場所へ搬入を行うものとする。~~

資材名	規格	数量	保管場所

（特定建設資材の分別解体等・再資源化等）

第21条　~~本工事は建設リサイクル法に規定されている特定建設資材及び特定建設資材廃棄物が含まれているので、適正な措置を講ずること。なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。~~

~~(1)　分別解体等の方法（参考）~~

~~工程ごとの作業内容・解体方法~~	~~工程~~	~~作業内容~~	~~分別解体等の方法（※）~~
	~~仮設~~	~~仮設工事~~ ~~□有　□無~~	~~□手作業~~ ~~□手作業・機械作業の併用~~
	~~土工~~	~~土工事~~ ~~□有　□無~~	~~□手作業~~ ~~□手作業・機械作業の併用~~
	~~基礎~~	~~基礎工事~~ ~~□有　□無~~	~~□手作業~~ ~~□手作業・機械作業の併用~~
	~~本体構造~~	~~本体構造の工事~~ ~~□有　□無~~	~~□手作業~~ ~~□手作業・機械作業の併用~~
	~~本体付属品~~	~~本体付属品の工事~~ ~~□有　□無~~	~~□手作業~~ ~~□手作業・機械作業の併用~~
	~~その他~~	~~その他の工事~~ ~~□有　□無~~	~~□手作業~~ ~~□手作業・機械作業の併用~~

~~※　「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。~~

⑵　再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離
無筋コンクリート	－	－	－
鉄筋コンクリート	－	－	－
アスファルト	ツカサ 西園機動建設	阿久根市鶴川内 出水市野田町下名	2.2km、1.5km 3.6km

※　上記⑵については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものではない事項についてはこの限りではない。

（建設副産物の処理）

第22条　建設工事の施工により発生する指定副産物（コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、建設発生木材、汚泥（建設発生土は除く。）等。）のうち、処分の指定のない無筋コンクリート殻については、30㎝以下に小割し、盛土区間等で使用すること。その他については再資源化施設へ搬出すること。また、運搬に先立っては受入条件等を確認し、発注者に報告するものとする。なお、積算に際しては、前条第１項第２号に示す条件により積算している。

２　受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

３　処分状況等の記録（再生資源利用促進実施書及びマニフェスト（Ｅ票）の写し及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）総括表）を完成書類に添付すること。なお、工事完了時点で最終処分が完了せず、Ｅ票が処分業者から返送されていない場合は、Ａ票、Ｂ２票及びＤ票のうち直近に返送されたものの写しを添付すること。ただし、この場合においても、最終処分が完了し、Ｅ票が処分業者から返送され次第、直ちに同票の写しを提出すること。

４　工事発注後にやむを得ない事情により上記の指定により難い場合は、監督職員と協議の上、その指示によること。

５　再生資材の利用

受注者は下記の資材の使用に際し、再生資材を利用すること。

資材名	規格	備考
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒	舗装

なお、使用に際し、「プラント再生舗装技術指針」等を遵守すること。

６　受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用

計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。
また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。さらに、利用状況等の記録を完成書類に含めて提出すること。

7　工事発注後にやむを得ない事情により上記の指定により難い場合は、監督職員と協議の上、その指示によること。

（産業廃棄物税）

第 23 条　本工事により発生する建設廃棄物のうち、焼却施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物には、産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。

~~（建設発生土の処理）~~

~~第24条　建設発生土の処理（指定処分）~~

~~１）本工事の施工により発生する建設発生土は、下記により搬出すること。~~
~~運搬距離：　　km、搬先：~~
~~２）再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出すること。~~
~~３）処分状況の記録を完成書類に含めて提出すること。~~
~~４）工事発注後にやむを得ない事情により上記の指定により難い場合は、監督職員と協議の上、その指示によること~~。

（過積載等の防止）

第 25 条　ダンプトラック等による過積載等の防止について以下のことを遵守すること。

⑴　工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
⑵　過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。
⑶　資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。
⑷　さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出入りすることがないようにすること。
⑷　「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
⑹　下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
⑺　第１号から第６号のことにつき、下請契約における請負者を指導すること。

（交通誘導員）

第 26 条　本工事で配置する交通誘導員は、交通誘導警備業務に係る１、２級検定合格警備員、又は交通誘導に関して専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置すること。ただし、鹿児島県公安委員会が道路における危険を防止するため、交

通誘導警備業務検定合格警備員の配置が必要と定めた路線において、交通誘導警備業務に従事する場合の交通誘導員は、交通誘導警備業務を行う場所ごとに１名以上は１級検定合格警備員又は２級検定合格警備員を配置すること。なお、同一規制箇所では、交通誘導警備業務に従事する者全員を同一警備会社の警備員とすること。また、請負者は上記のことを示す資料を監督職員に現地着手前に提出すること。

資格	資格条件
交通誘導警備業務に係る １級検定合格警備員 ２級検定合格警備員	改正警備業法（H17.11.21 施工）における検定合格者
交通誘導に関し専門的な知識及び技術を有する警備員等	警備業法における基本教育及び業務別教育（警備法第二条第一項第二号の警備業務）を現に受けている者

（工事の施工）

第 27 条　本工事の施工にあたっての施工条件は図面や数量表を基にし、施工計画書の作成及び工事施工時において十分留意するものとする。なお、明示されている施工条件に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。また、工事実施期間中に派生した施工条件についても、甲乙協議の上契約変更の対象とする。

（標準の機械経費（損料）が排出ガス対策型第３次基準値の建設機械の工種）

第 28 条　機械掘削におけるバックホウの機械経費（損料）の積算に関しては、第３次基準値により算出している。なお、受注者が第２次基準値以下の建設機械を使用し施工する場合は、使用する建設機械の機械経費（損料）に設計変更する。

~~（床掘及び切土）~~

~~第 29 条　切土の法勾配は、設計図書に示した法勾配で仕上げるものとする。~~

~~２　監督職員の承認を受けず切りすぎた土量の増については変更契約の対象としない。~~

~~（盛土及び埋戻）~~

~~第 30 条　盛土は常に型下がりの横断形を保ち、土羽工を先行してはならない。~~

~~２　盛土施工中は常に雨水等による土砂流出を起こさないよう排水処理を考慮し施工すること。~~

~~３　埋戻前に漏水等ある場合は、必ず排水した後に埋戻をしなければならない。~~

~~（コンクリート工）~~

~~第 31 条　コンクリートの品質は下記のとおりとする。~~

種別	基準強度	スランプ	最大粒径	使用箇所
高炉セメントＢ種	18N/㎜2	8±2.5㎝	40㎜	

第32条　レディミクストコンクリートの工場は原則としてＪＩＳマーク表示許可工場を選定する。

第33条　現場までの運搬時間、コンクリートの製造能力、運搬車数、工場の製造設備及び品質管理状態を考慮して選定し監督職員に報告すること。

第34条　レディミクストコンクリートを使用するときは使用に先立ち試験練りを行いその結果を報告しなければならない。なお第31条に示すもの以外のものを使用する場合は監督職員の承諾を得ること。

第35条　コンクリート構造物については打設計画を作成し１日毎の打設計画管理を行うこと。

（セメントモルタル、コンクリート吹付工）

第36条　請負者は、セメントモルタル等の吹付けにあたっては、吹付け厚さが均等になるよう施工しなければならない。

２　請負者は、吹付面が岩盤の場合には、ごみ、泥土及び浮石等の吹付材の付着に害となるものは除去しなければならない。吹付面が給水性の場合は、事前に給水させなければならない。また、吹付面が土砂の場合は、吹付厚により土砂が散乱しないように打ち固めなければならない。

３　請負者は、吹付の施工に影響を及ぼす湧水が発生した場合、又はその恐れのある場合には施工方法について事前に監督職員と協議しなければならない。

４　請負者は、補強用金網の設置にあたっては、設計図書に示す仕上がり面からの間隔を確保し、かつ吹付等により移動しないように法面に固定しなければならない。また、金網の継手の重ね巾は10㎝以上重ねなければならない。

５　請負者は、吹付けにあたっては法面に直角に吹付けるものとし、法面の上部から順次下部へ吹付け、はね返り材料の上に吹付けてはならない。

６　請負者は、１日の作業の終了時及び休憩時には、吹付けの端部が次第に薄くなるように施工し、これに打継ぐ場合は、この部分のごみ、泥土等吹付材の付着に害となるものを除去し、清掃し、かつ湿らせてから吹付けなければならない。

７　請負者は、吹付仕上げ面及び吹付端部の施工に際しては、速度を遅くして仕上げなければならない。表面仕上げを行う場合には、吹付けた面とコンクリート又はセメントモルタル等が付着するように仕上げなければならない。

８　請負者は、吹付けに際しては、外の構造物を汚さないように、また、はね返り材料は速やかに取除いて不良箇所が生じないように施工しなければならない。

~~9　請負者は、吹付けを２層以上に分けて行う場合には、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。~~

~~10　請負者は、吹付工の伸縮目地、水抜き孔を設計図書によるほか監督職員の指示により施工しなければならない。~~

~~11　請負者は、法肩の吹付けにあたっては、地山に巻き込んで施工しなければならない。~~

~~12　請負者は、２㎡に１か所程度の割合で水抜きパイプ（ＶＰ50）を取付けなければならない。~~

~~13　コンクリート吹付工の吹付モルタルの配合、モルタル吹付工等の吹付モルタルの配合は以下のとおりとする。~~

	~~W／C~~	~~C：S：G~~	~~C：S~~

（舗装工）

第 37 条　表層工

混合物敷均し後の締固めは振動ローラ又はタンパーで転圧しなければならない。

~~第 38 条　路盤工~~

~~材料まき出し後の締固めは車道部を振動ローラ又はタンパーで転圧しなければならない。~~

第 39 条　その他

舗装工は「アスファルト舗装工事共通仕様書」によるものとする。管理基準は「土木工事施工管理基準のアスファルト舗装（簡易舗装)」による。

~~（排水工）~~

~~第 40 条　排水工の基礎工は切込砕石（再生材 40 ㎜以下）の再生材を使用してタンパーにて十分転圧すること。~~

~~（環境保全型ブロック積）~~

~~第 41 条　環境保全型ブロック積の施工にあたっては、多自然型川づくりを念頭に現況を改変することなく良好な瀬淵環境を保全し、又は創出すること。~~

~~２　土工により河床を真っ平らに仕上げない。また、埋戻等により水際部を固めない。~~

~~３　水際には発生材により寄せ石及び寄せ土を行い、水生生物の住処づくりと植生回復を図ること。~~

~~４　周辺環境と調和したブロックを選定し、明度、彩度を抑えテクスチャーを持たせること。~~

（支障物件）

第 42 条　着工前測量により嵩上げ切下げ等が必要なマンホール等があった際は、調査を行い速やかに監督職員へ報告すること。

（工事縮減期間）

第 43 条　下記の期間（予定）は、「鹿児島県域の路上工事縮減に関する行動計画」により、緊急対応等やむを得ない工事及び一時的な通行規制解除が困難な工事を除き、原則として路上工事（既に供用中の道路上で行われる、道路管理者及び占用企業者が行う通行規制を伴う工事）を中止することとする。工事中止期間については、予定であるため、詳細な日程が決まり次第請負者に通知するものとする。

中止する行事等	中止開始（予定）	中止終了（予定）
~~ｺﾞｰﾙﾃﾞﾝｳｨｰｸ~~	~~令和８年４月 29 日（水）~~	~~令和８年５月６日（水）~~
~~お盆~~	~~令和８年８月８日（土）~~	~~令和８年８月 16 日（日）~~
年末年始	令和８年 12 月 29 日（火）	令和９年１月３日（日）

（安全管理）

第 44 条　工事施設の安全を確保するため「土木工事安全施工技術指針」（全日本建設技術協会発行）によること。

第 45 条　労働安全衛生法、同法施行令及び同法施行規則を遵守すること。また、労働安全衛生規則「第二編第一二章土石流による危険の防止」の規定を遵守し施工計画書に明記すること。

第 46 条　道路法、道路交通法及び同法施工規則等を遵守し安全対策に努めること。

第 47 条　交通管理については道路標識板、バリケード、工事灯及び交通整理人の設置によって交通に与える影響を最小限にするよう作業計画、交通事故の絶無を期さなければならない。

２　看板は原則として、信号機の下に１か所、信号機より 30m程度手前に１か所設置することとし、現場の状況等十分留意のうえ交通安全上必要な措置は講じること。

（書類提出）

第 48 条　下記に示すものは必ず現場代理人か現場監督員が持参のうえ提出するものとし、監督職員の承認を得ること。

⑴　工事契約 30 日以内

ア　請負工事契約約款第４条による横線式の工程表

イ　工事施工計画書

工事施工計画書については鹿児島県土木部制定「土木工事共通仕様書」「土木工事施工管理基準」に準じて作成し、必ず工事概要、工事内容、工事工程、現場組織、主要機械計画、主要材料、施工方法、測量計画管理、品質管理、出来高管理、写真管理、安全管理、仮設計画及び実施工程表を分かりやすく書きまとめるものとする。

⑵　生コンクリート打設前

生コンクリート使用承認及び配合報告書を提出する。

⑶　アスファルト舗設前

アスファルト舗設前においては「基準密度承認願」にて承認を得ること。ただし、同時にマーシャル試験における「配合の承認」「使用骨材の承認」「瀝青材等の品質証明書」等を提出すること。

⑷　特記仕様書に指定していない二次製品の使用前

積ブロック、トラフ等特記仕様書に指定のない場合は必ず使用前に「材料使用の承認」と併せて「配合報告書」「品質証明書」を提出して承認を得ること。

⑸　工事の出来高報告書（工事月報）

毎月末日現在の出来高を作成して毎月５日までに提出すること。

⑹　完成検査前

ア　完成届

イ　提出書類

提出書類については写真整理、出来高管理及び品質管理を「土木工事施工管理基準」に従って順序良く製本しインデックス等を取付けること。特に写真整理については「土木工事施工管理基準」の写真管理基準によって撮影製本するものとする。

ウ　電子納品

本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「阿久根市電子納品ガイドライン（令和４年１月）」（以下「ガイドライン」という。）に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。

【阿久根市ウェブサイト】

ホーム ＞ 市政情報 ＞ 施策・計画 ＞ 土木・建築・交通 ＞ 電子納品

ガイドラインに基づき作成した電子成果品は、電子媒体で正本・副本各１部の計２部提出する。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定する。

⑺　検査後

検査写真には検査時における写真の代表的なものを添付する。また、併せて検査における破壊確認の写真、補修完了の写真を対比して添付すること。

（安全管理活動の実施状況報告）

第 49 条　安全管理活動については、実施状況等を毎月工事月報と併せて５日までに報告すること。

⑴　現場に則した安全・訓練等について、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当て実施。

⑵　災害防止（工事安全）協議会等を設置し、月当たり１回以上活動。

⑶　店社パトロールを月当たり１回以上実施。

⑷　安全巡視、ＴＢＭ、ＫＹ等の実施。

⑸　各種安全パトロールで指摘を受けた事項についての改善措置。

（熱中症対策に資する現場管理費の補正）

第 50 条　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。

２　試行にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」に基づき行うものとする。

３　「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」は、阿久根市ホームページから取得できる。

（暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置）

第 51 条　鹿児島県が発注する建設工事等（以下「県工事等」という。）において、暴力団関係者による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく発注者及び警察に通報すること。県工事等において、暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

（工事等の施工にあたって要する物品等の調達）

第 52 条　資材、機械の購入や借入れ等をする場合は、可能な限り阿久根市内業者を優先して活用すること。

２　建設現場内における飲食のほか、現場事務所内で必要とされる事務用品等の購入は可能な限り市内業者から購入すること。

~~（工事等における遠隔臨場試行の推進にかかる運用）~~

~~第 53 条　本工事は、遠隔臨場の試行対象とする。~~

~~遠隔臨場の試行は、「鹿児島県の公共工事等における遠隔臨場試行要領」により、受発注者いずれの発議でも打合せ簿による協議のうえ適用できる。~~

~~遠隔臨場は、受発注者の働き方改革に寄与するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にもつながることから試行を推進しており、現場立会のほか、日頃の工事打合せについても、積極的な遠隔臨場の取り組みに努めること。~~

~~なお、遠隔臨場の取り組みを行った場合は、必要となる費用を以下の⑴から⑷により設計変更で計上することとする。~~

~~(1)　遠隔臨場に必要な費用は、共通仮設費の技術管理費に積上げ計上することし、全ての諸経費の対象としない。~~

~~(2)　遠隔臨場に要する機器等はリースを基本とし、遠隔臨場を行う工事で機器を利用した期間の賃料を計上できる。~~

~~(3)　遠隔臨場に要する機器を購入した場合や手持ちの機器とした場合は、国税庁ホームページの耐用年数表に基づき損料を計上する。~~

~~※　耐用年数例~~

~~タブレット、カメラ、アプリケーションソフト等：５年~~

~~Wi-Fi ルータ等通信機類：10 年~~

~~(4)　情報共有システム（ＡＳＰ方式）のオプションとしてプロバイダが提供している遠隔臨場機能を利用する場合は、遠隔臨場機能（オプション契約分）を利用した期間の遠隔臨場機能利用料金を計上する。~~

（「週休２日」施行工事）

第 55 条　本工事は、「週休２日」試行工事（受注者希望型）の対象である。

２　試行に当たっては、『「週休２日」試行工事実施要領』に基づき行うものとする。

３　実施要領は、阿久根市ホームページから取得できる。

（工期）

第 55 条　本工事の工期は 135 日間を予定している。

~~（工事現場の現場環境改善）~~

~~第 56 条　工事現場の現場環境改善は、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するものである。受注者はこの趣旨を理解し、発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施すること。~~

~~２　現場環境改善については、別表－１の内容のうち、則として各計上費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに１内容ずつ（いずれか１費目のみ２内容）の合計５つの内容を基本として実施すること。~~

~~３　現場環境改善においては、木製資材の積極的な使用に努めること。~~

~~４　現場環境改善の具体的な実施内容及び実施時期について、施工計画書へ記載し提出すること。~~

~~５　工事完了時には、現場環境改善の実施写真を提出すること。~~

~~６　工期設定に関しては、現場環境改善の準備に必要な期間を考慮すること。~~

（快適トイレの設置）

第 57 条　本工事は、阿久根市の建設現場における「快適トイレ」設置の試行対象工事である。受注者は積極的に快適トイレの試行に取り組むこと。快適トイレを設置する場合は、『阿久根市の建設現場における「快適トイレ」設置の試行要領』に基づき行うものとする。

なお、試行要領は阿久根市ホームページから取得できる。

（ヤンバルトサカヤスデのまん延防止）

第58条　ヤンバルトサカヤスデのまん延を防止するため、当該現場での土壌や植物等の搬出入にあたっては、別添「ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について」を参考に、十分注意を払うとともに、ヤンバルトサカヤスデの生息が確認された場合は、まん延防止対策を講ずる必要があるため、生息状況等の調査を行い、監督職員に報告すること。

［別表－１］

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	１．用水・電力等の供給設備，２．緑化・花壇，３．ライトアップ施設 ４．見学路及び椅子の設置，５．昇降設備の充実，６．環境負荷の低減
営繕関係	１．現場事務所の快適化（女性更衣室の設置を含む） ２．労働宿舎の快適化，３．デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ４．現場休憩所の快適化，５．健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	１．工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ２．盗難防止対策（警報機等）
地域連携	１．完成予想図，２．工法説明図，３．工事工程表 ４．デザイン工事看板（各工事ＰＲ看板含む） ５．見学会等の開催（イベント等の実施含む） ６．見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ７．パンフレット・工法説明ビデオ ８．地域対策費等（地域行事等の経費を含む），９．社会貢献

［別表－２］

現場環境改善実施内容に関する名称	損耗率
緑化・花壇，完成予想図，工法説明図，工事工程表 パンフレット・工法説明ビデオ	100％（箇所）
デザイン工事看板	10％（／月）
ライトアップ施設	8％（／月）
電光式標識	4％（／月）
備品類	2％（／月）

（注）１　上表は工事場所，工事時期及び使用条件を考慮して割増しすることができる。
２　類似品は，上表損耗率を準用できる。
３　一工事において，損耗率が１００％を超える場合は，上限値は１００％とする。
４　設置月数は，工程から求めるものとし，０．５ヶ月単位（２捨３入）とする。
ただし，１５日未満は０．５ヶ月とする。

【別添】

ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について

1　土・樹木等の措置

⑴　発生地区からの搬出を極力抑えることを原則とする。

⑵　廃棄樹木等については、一般廃棄物及び産業廃棄物の取扱いが可能な焼却施設で焼却処理する。

一般廃棄物：市町村の所管する焼却施設、業の許可を有している民間の焼却施設

産業廃棄物：業の許可を有している民間の焼却施設（産業廃棄物税が発生します。）

2　工事区域周辺部の措置

周辺部への拡散を防止するため、周辺部に薬剤散布等の措置を行う。

3　やむを得ず、土及び樹木等を発生地区から搬出する場合の措置

⑴　薬剤処理・燻蒸処理後に搬出する。

⑵　薬剤処理の困難な農作物等の搬出の場合は、付着土壌の除去及び目視除去後搬出する。

4　発生地区に搬入した建設機材や農・林業耕作機械の措置

付着土壌の除去及び薬剤処理後搬出する。

5　未発生地区での措置

発生地区からの土及び樹木等の搬入や農・林業耕作機械の移動等があった場合は、上記１～３の措置が講じられているかを確認する。

※　奄美群島以外でヤンバルトサカヤスデの発生が確認されている地区

H11：南九州市（旧頴娃町、旧知覧町）
H14：指宿市（旧山川町）、屋久島町（旧屋久町）
H15：鹿児島市（旧吉田町）、日置市（旧吹上町）、枕崎市
H16：鹿児島市
H17：指宿市
H22：出水市、南さつま市
H25：霧島市、阿久根市
H26：鹿屋市、姶良市
H29：長島町
Ｒ３：西之表市、中種子町、錦江町
Ｒ４：肝付町、薩摩川内市、いちき串木野市、南大隅町
Ｒ６：大崎町
Ｒ７：志布志市

材料使用承認願

工　事　名　　請負業者名

工　　期　　現場代理人

路線（河川　　総括監督員

工事箇所名　　監　督　員

No.	材料名	規格	製造工場名 所　在　地	県産 資材	備考
指定主要資材					
その他資材					

（別紙報告書）

安全・訓練等の実施状況報告書

工　事　名			請負者名	
契約工期	令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日（　　日間）			
実　施　日	所要時間	参加人数	実　施　内　容　等	

（注）実施状況写真は別添のとおり。

様式第３号（標準様式第９条４項関係）

工　事　打　合　簿

発　議　者	発注者　　請負者	発　議　年　月　日	令和　　年　　月　　日
発　議　事　項	指示　　協議　　通知　　承諾　　提出　　報告　□ 届出　□ その他（　　）		
工　事　名		請　負　者　名	

（内　容）

添付図　　葉，その他添付図書

処理・回答	発注者	上記について　指示　承諾　協議　通知　受理　します。 変更契約の対象となるので、別途変更指示書にて通知します。 緊急を要するものであるため、工事打合簿により指示します。 併せて、変更契約の対象となるので、別途変更指示書にて通知します。 その他（　　） （　　） 監督職員　　令和　　年　　月　　日
	請負者	上記について　了解　協議　提出　報告　届出　します。 その他（　　） （　　） 現場代理人　　令和　　年　　月　　日

総括監督員	監督員

現場代理人	主任技術者

別紙１

令和　　年　　月　　日

契約担当者　　殿

請負者
商号又は名称
代表者の氏名

現場代理人の兼任（変更）申請書

下記工事について，現場代理人を兼任したいので（変更）申請します。
なお，両工事の施工に当たっては，関係法令等を遵守し，安全管理及び工程管理に留意します。

記

①兼任する工事（県土木部工事）	主任技術者		
	現場代理人		
	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額（税込み）		
	現場代理人不在の間の緊急連絡先	氏名	
		連絡先	
②兼任する他の工事	主任技術者		
	現場代理人		
	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額（税込み）		
	発注機関名		
	監督員氏名		
	発注機関の連絡先		
③兼任する他の工事	主任技術者		
	現場代理人		
	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額（税込み）		
	発注機関名		
	監督員氏名		
	発注機関の連絡先		
工事現場の相互の距離・移動時間	①-②	km	分
	①-③	km	分
	②-③	km	分

○添付書類：兼任する他の工事の当初契約書（写し）（※契約前の工事については後日提出）
○兼任する他の工事について，兼任の承認をうけていることがわかる書類の写しを後日提出すること

現場環境改善　実施（変更）計画書

工事名：令和〇〇年度〇〇〇〇〇工事（〇〇工区）

①率計上分

項目	現場環境改善費を含んだ額 A	共通仮設費計上額 B	差額 C	損耗率 D	数量 N	月数 M	金額
記入例							
購入品	*A* *100,000*	*B* *60,000*	*A-B* *40,000*	*D* *50%*	*N* *1*	*M* *1*	*C×D×N×M* *20,000*
リース品	*A* *200,000*	*B* *120,000*	*A-B* *80,000*	*－* *－*	*N* *1*	*M* *1*	*C×N×M* *80,000*
小計							*100,000*
仮設備関係							
			0				0
小計							0
営繕関係							
			0				0
小計							0
安全関係							
			0				0
小計							0
地域連携							
			0				0
小計							0
合計							0

②積上げ計上分

項目							金額
その他　積上げ費用							
小計							0

③積上げ計上分（熱中症対策・防寒対策）

項目							金額
熱中症対策・防寒対策に関する費用							
小計							0
上限額 （現場環境改善費（率分）の５０％）							
計上額							0

注：③積上げ計上（熱中症対策）を実施する場合は、別途発注者と協議すること。

合計	0

令和8年度　道路維持修繕事業　中央線外2線　道路舗装工事

平 面 図　S=1:500
（市道中央線）

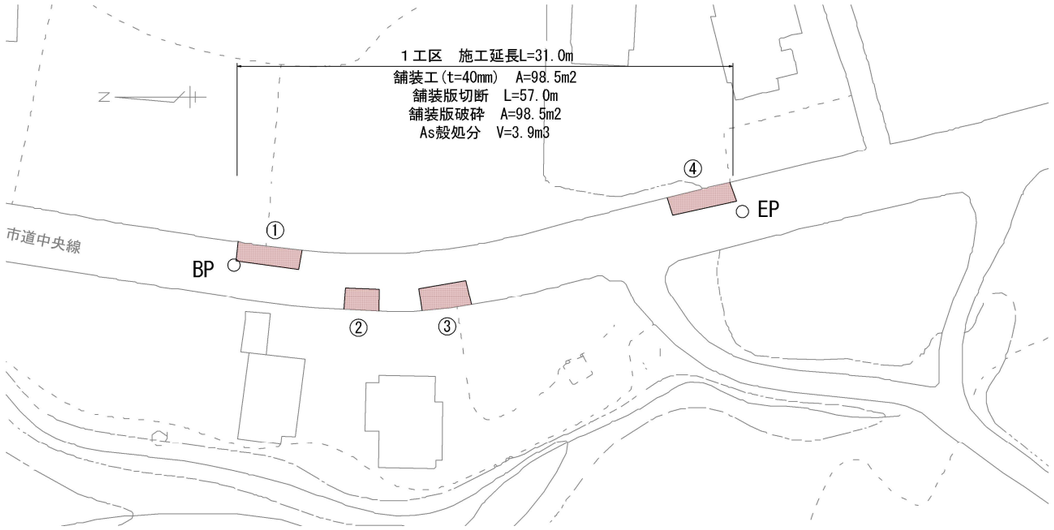

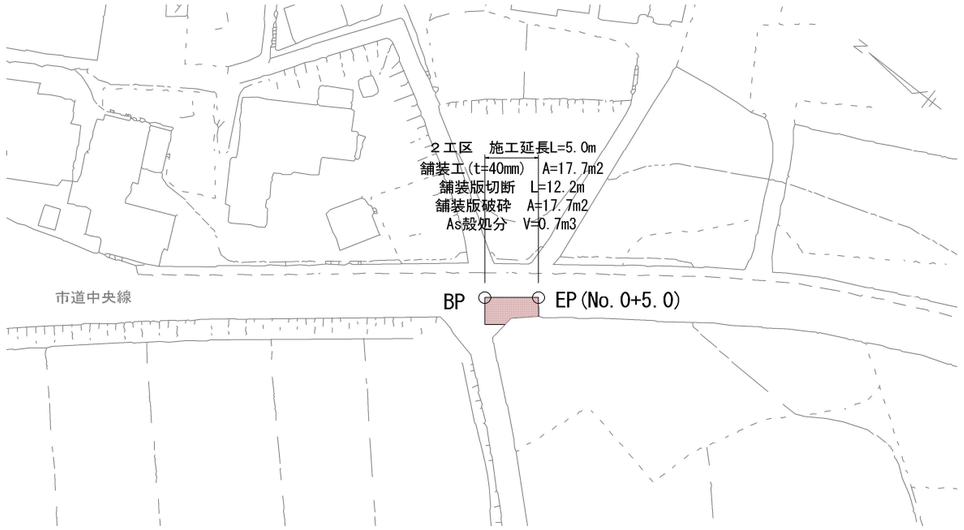

標 準 横 断 図　S=1:100

１工区

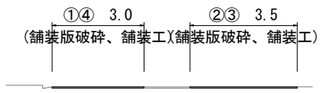

２工区

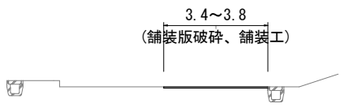

展 開 図　S=1:100

１工区①

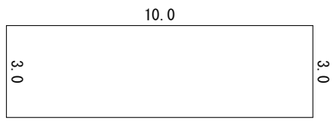

１工区②

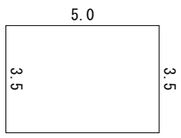

１工区③

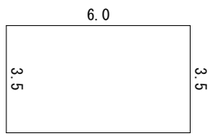

１工区④

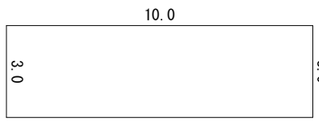

２工区

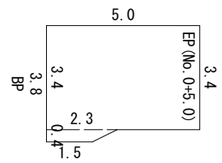

数　量　表（中央線）－１工区

１式当り

種　別	規　格	計　算　式	数　量	単位
舗装工	再生密粒As t=40mm	A＝(10.0+10.0)×3.0+(5.0+6.0)×3.5＝98.50m2	98.5	m2
舗装版切断		L=3.0×4+3.5×4+10.0×2+5.0+6.0=57.0m	57.0	m
舗装版破砕	t=40mm	A＝(10.0+10.0)×3.0+(5.0+6.0)×3.5＝98.50m2	98.5	m2
As殻処分		V＝98.50×0.04=3.94m3	3.9	m3

数　量　表（中央線）－２工区

１式当り

種　別	規　格	計　算　式	数　量	単位
舗装工	再生密粒As t=40mm	A＝3.4×5.0+(2.3+1.5)/2×0.4＝17.76m2	17.7	m2
舗装版切断		L=3.8+5.0+3.4=12.2m	12.2	m
舗装版破砕	t=40mm	A＝3.4×5.0+(2.3+1.5)/2×0.4＝17.76m2	17.7	m2
As殻処分		V＝17.76×0.04=0.71m3	0.7	m3

実施設計図

阿　久　根　市	
工　事　名	令和８年度　道路維持修繕事業 中央線外２線　道路舗装工事
路　線　名	市道　中央線
工事場所	阿久根市　鶴川内・多田　地内
図面種類	平面図・標準横断図・展開図
縮　　尺	各図参照
図面番号	全　２　葉　　第　１　号

令和8年度　道路維持修繕事業　中央線外2線　道路舗装工事

平面図　S=1:500
（市道西之丸線）

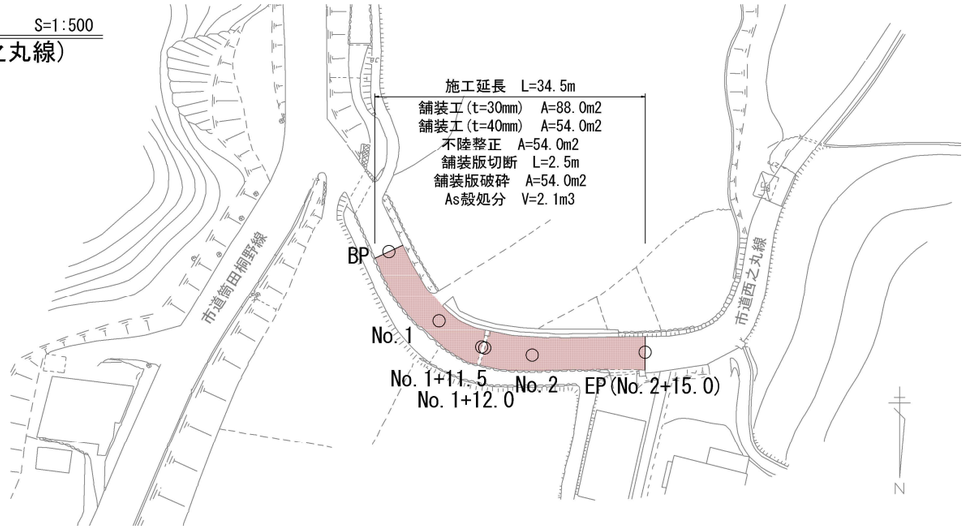

標準横断図　S=1:100

(BP～No.1+11.5)　　(No.1+12.0～EP)

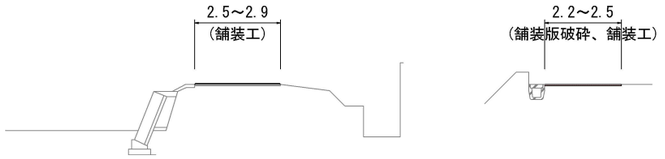

展開図　S=1:100

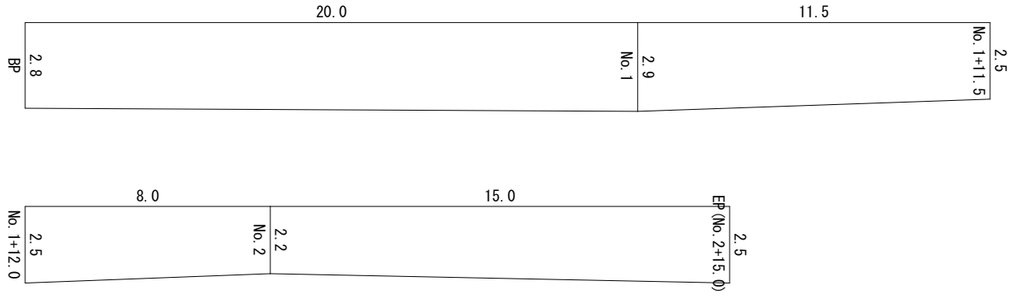

測点名	距離	全幅員	平均幅員	面積
BP		2.8		
No.1	20.0	2.9	2.85	57.00
No.1+11.5	11.5	2.5	2.70	31.05
合　計	31.5			88.05

測点名	距離	全幅員	平均幅員	面積
No.1+12.0		2.5		
No.2	8.0	2.2	2.35	18.80
EP(No.2+15.0)	15.0	2.5	2.35	35.25
合　計	23.0			54.05

数　量　表（西之丸線）

1式当り

種　別	規　格	計　算　式	数　量	単位
舗装工	再生密粒As t=30mm	計算表より　A=88.05m2	88.0	m2
	再生密粒As t=40mm	計算表より　A=54.05m2	54.0	m2
不陸整正	補足材料平均厚さ 1mm以上6mm未満	計算表より　A=54.05m2	54.0	m2
舗装版切断		L=2.5m	2.5	m
舗装版破砕	t=40mm	計算表より　A=54.05m2	54.0	m2
As殻処分		V=54.05×0.04=2.16m3	2.1	m3

平面図　S=1:500
（市道筒田線）

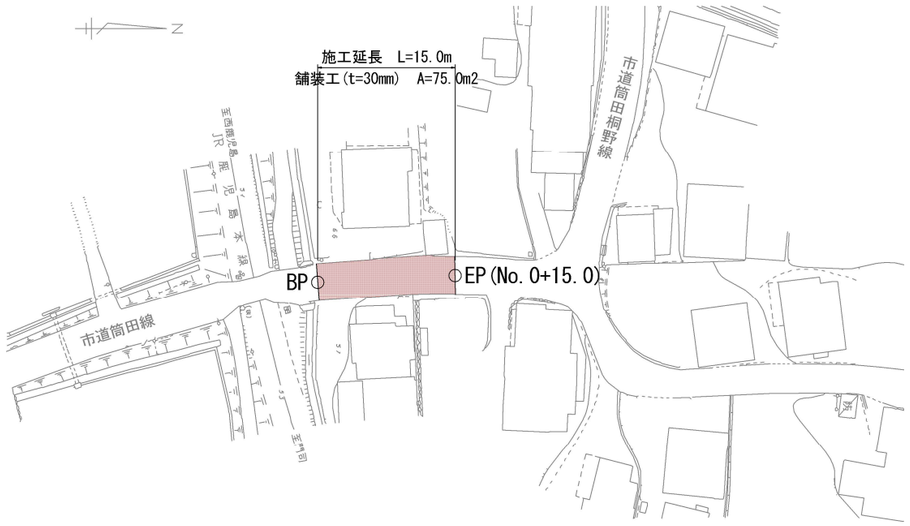

標準横断図　S=1:100

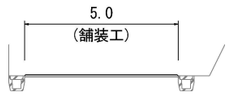

展開図　S=1:100

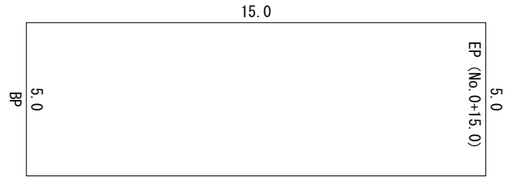

数　量　表（筒田線）

1式当り

種　別	規　格	計　算　式	数　量	単位
舗装工	再生密粒As t=30mm	A=5.0×15.0=75.00㎡	75.0	m2

実施設計図

阿　久　根　市	
工事名	令和８年度　道路維持修繕事業 中央線外２線　道路舗装工事
路線名	市道　西之丸線・筒田線
工事場所	阿久根市　脇本　地内
図面種類	平面図・標準横断図・展開図
縮　尺	各図参照
図面番号	全　2　葉　　第　2　号